

古代メソポタミアの動産賃貸

水谷謙治

序

1. 予備的考察
 - (1) 地理・自然・歴史
 - (2) 歴史に共通する特徴
 2. ウル第3・イシン第1・エシュヌナ諸王朝の動産賃貸
 - (1) ウル第3王朝の動産賃貸
 - (2) イシン第1王朝の動産賃貸
 - (3) エシュヌナ王朝の動産賃貸
 3. バビロン第1王朝の動産賃貸
 - (1) ハンムラビ「法典」とその社会
 - (2) バビロン第1王朝の動産賃貸
 - (3) 人身の賃貸借（雇用）
 4. 古代オリエント諸国の動産賃貸
 - (1) ヒッタイトと古代エジプトの動産賃貸
 - (2) 古代イスラエルと新バビロニアの動産賃貸
- むすび 古代メソポタミアの動産賃貸——その特徴と意義

序

この20年間ほど、動産のリースやレンタルに関する歴史と理論をあつかっている¹⁾。本拙論もそのひとつである。古代メソポタミアの動産賃貸の様子と特徴を、社会経済の流れと周辺国との比較をふまえながら、明らかにしたい。これが本拙論の課題である。

まず、つぎの点をおことわりしておきたい。ここでは、動産を古代の語法に対応させて広義に用いる。古代では、人が家畜と同様に財産と認識されていた。人が売買や賃借の対象にされ、雇用は人身の賃貸借と表現されていた。そうした事態に応じて、動産を物品と人身をふくむ広い意味でもちいるのである。なお、この時代は、課題に役立つ証拠史料が極端に不足している。

1) 「物品賃貸業資本（レンタル・リース資本）の基礎的・理論的研究」（『立教経済学研究』第49巻4号、第50巻1号）。「物品賃貸業の歴史的研究」（『同』第60巻1、2号）。「物品賃貸（貨物）業の創成に関する研究」（『同』62 4）。「中国における物的賃借の歴史的考察」（『同』66 2）。「唐・宋時代の物品賃貸の考察」（『同』68 2）。「明治期における織機の賃貸借」（『東邦学誌』第33巻2号）。

だから、「ようである」とか「かもしれない」、という表現を何度かもちいざるをえなかった。この点も了解をえておきたい。

古代メソポタミア王朝は都市国家でもあった。その歴史は、前3000年代初期から前300年にわたっている。約2,700年もの期間だ。しかし、その全時代にわたる考察は容易なことではない。そこで、前2100年から前1600年までの半世紀間に重点をおく。この時代にこそ、世界で初めて動産賃貸が活発になり、「法典」に表わされたからである。

発掘された楔型文字の粘土板文書は約50万点近いといわれる。が、解読済みの文書はまだごくわずかであり、その多くは王室と神殿の経営にかかわるものだという。残りの民間私文書の大多数は、相続・融資・婚姻・売買・不動産貸借等に関するもので、動産賃貸借の文書はごく少ない。メソポタミア史の素人で楔形文字史料を解読できない私にとって、膨大な文書から該当の稀少な史料を見いだすことは至難の業だ。ただ幸いなことに、この時代にはハンムラビ「法典」や他の「法典」にさまざまな動産賃貸の規定がある。そこで、それらをおもな基本史料にして課題を考えてみる。

第1章は、地理・自然・歴史に関する予備的説明にあてる。王朝史全体については、「(表1)古代メソポタミアの王朝史略表」をしめし、全体に共通するおもな特徴を概観することですませたい。

第2章では、ウル第3王朝・イシン第1王朝・エシュヌナ王朝の動産賃貸を考察する。そのさい、各王朝の諸「法典」をおもな史料として利用する。

第3章では、ハンムラビ「法典」を下敷きにしてバビロン第1王朝の特徴をとらえ、そこで動産賃貸の状況を明らかにする。

第4章では、古代オリエントの動産賃貸を寸見する(ここでいう古代オリエントは、メソポタミア・アナトリア [トルコ西方]・エジプト・シリア・イスラエル一帯の地域をさす)。そのうえで、古代メソポタミアの動産賃貸の特徴と意義を考えてみる。

引用での煩雑さをさけるために、多用した史料・文献・辞書の略号をしめしておこう。

HANEL “A History of Ancient Near Eastern Law” vol.1 2 (Edited by Raymond Westbrook, Brill Leiden・Boston, 2003)

LC “Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor” (by Martha T. Roth, Scholars Press Atlanta, 1997)

CBT “Catalogue of the Babylonian Tablets in the British Museum” (vol.1 by H. H. Figulla, 1961. vol.2 by M. Sigrist H. H. Figulla and C. B. F. Walker, published by the trustees of the british museum, 1996.)

CAD “the Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago” vol. 1 21 I. J. Gelb, B. Landsberger, A. L. Oppenheim, E. Reiner (1964 2005)

ePSD “the Pennsylvania Sumerian Dictionary” (Pennsylvania Sumerian Dictionary Proj-

ect, 2006, online dictionary)

1. 予備的考察

(1) 地理・自然・歴史

メソポタミアは現イラクの、チグリス川とユーフラテス川に囲まれた地域である（ギリシア語の $\mu\epsilon\sigma\omicron\upsilon\tau\omicron\mu\iota\alpha$ は両川に囲まれた土地の意）(図)。その北半分をアッシリア、南半分をバビロニアという。さらにバビロニアは北側をアッカド、南側（ペルシャ湾近く）をシュメールという。シュメール人が世界最初の都市文明を開花させたのは、このシュメールであった。

バビロニア地帯は、両川がもたらした泥土の肥沃な洪積平野だ。高温少雨の乾燥地帯だが、古代はいまよりも湿潤で、ステップにはライオンが生息していた。麦・家畜・魚は沢山とれたが、銅・銀・錫・石材・建築用の木材はとれなかった。

王朝 (dynasty) は、同じ家系に属する国王の系列を意味する。だが、メソポタミアでは大半の王が国家の支配者だったから、ここでは王朝史イコール国家史としておく。(国家とは、一定地域の社会を軍事力にもとづいて統治する団体のこと。領土・軍事力・官吏組織・租税が国家の構成要素である)。

メソポタミア王朝の始発は前2900年代初期、終点は前330年ころである。その大筋は「古代メソポタミアの王朝史略表」(表1) とその補足説明ですませたい。各国の社会経済事情につ

古代メソポタミア略図

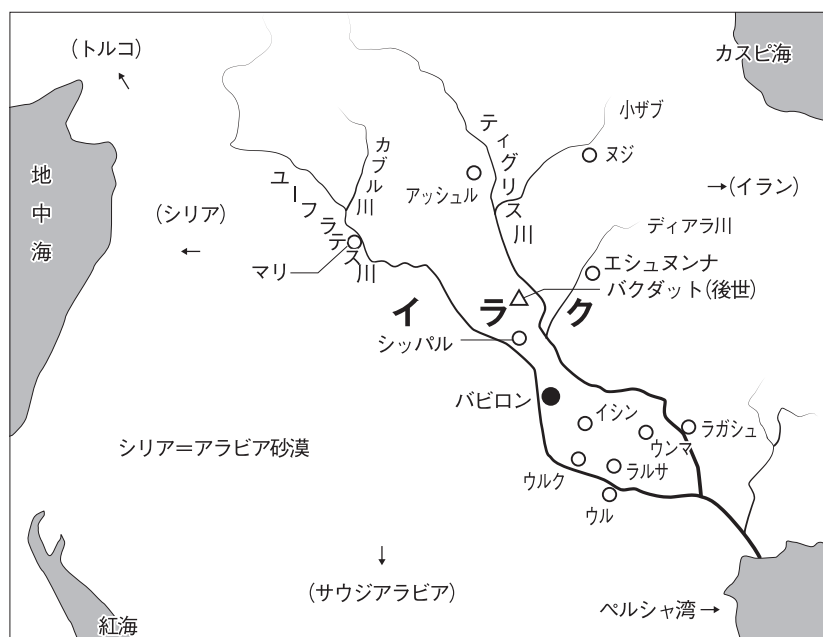


表1 古代メソポタミアの王朝史略表 (年数は5年単位, 王の年数は在位年数)

bc	古代メソポタミア	
2950	シュメール初期王朝・都市国家の分立 2900 2500	青銅器時代
2500	ウル・ナンシェ王朝 2500 2350・アッカド王朝 2370 2210	
2100	ウル第3王朝 2110 2005	バビロニア一帯の支配
2000	イシン第1 (2015 1800)・ラルサ (2020 1760)・エシュヌナ (2000 1760)	諸王朝ほか
1800	バビロン第1王朝 1890 1600	メソポタミアの統一支配
1500	ヒッタイトのバビロン侵攻 1595	カッシートのバビロン支配 1550
1400	カッシート・ヒッタイト・ミタンニ・中アッシリア王朝	国際化
1000	新アッシリア帝国 950 610	エジプト征服 672・665
700	新バビロニア帝国 650 540	シリア・パレスチナ支配
300	バビロン虜囚 597	アケメネス朝ペルシャ帝国 540 330
	オリエントの大半を支配	アレクサンドロス王の遠征で滅亡

いては貸借の箇所であられる。

歴史の流れをみると、前1500年代を境に前半と後半でその様相が大きく変わっている。そこで前半を前3000年から前1500年中葉まで、後半を前1500年中葉から前330年までとする。

前半時代 (前3000年 前1500年) は3つに区分できる。

1. 初期王朝・都市国家が成長し、シュメールのウル第3王朝がメソポタミアを支配し滅亡するまで (前2900 2005年)。2. イシン・ラルサ王朝時代。イシン・ラルサ・マリ・アッシリア・エシュヌナ諸国の対立抗争時代 (前2000 1890年)。3. バビロン1王朝が全メソポタミアを支配し滅亡するところまでの時代 (1890 1500年なかば)。

それからあとの後半時代 (前1500年 前330年) は、前1500年から前1000年ころまでと、それ以降に区別できる。前1500年からの約500年間には、カッシート (バビロニア)・アッシリア・エラム・ヒッタイト・エジプトの各国が同盟と抗争をくりかえした。メソポタミアの国際化時代といっている。

アッシリアはチグリス川の中上流域を中心支配地とした王朝 (首都アッシュル) である。前2000年紀前半の古アッシリア時代から、前1000年紀の新アッシリア時代にいたる長い歴史をもっている。牧畜と天水農業を主産業とする一方、銅などの内陸中継貿易を重要な事業にしていた。前14世紀ころから勢力をまし、南部でカッシート (イシン第2王朝) やヒッタイトと対抗し、エジプトとも交戦している (前1286年カディシュの戦い)。ヒッタイトとエジプトは第4章でのべる。

前10世紀以降は、新アッシリア・新バビロニア・アケメネス朝ペルシャの各王朝が、オリエント全域を支配する帝国として登場する。オリエント史の大変動時代といっている。

新アッシリアは前10世紀ころ、アラム系部族の侵入で多くの支配領域を失っていた。が、その後軍事力を強めて勢力を回復し、前8 7世紀にはヒッタイトやバビロニアを滅ぼして大帝國になった (主都ニネヴェ)。センナケリブ王は前689年にバビロンを徹底的に破壊し、バニバル王は前663年にエジプトへ遠征しメンフィスやテーベを占領している。しかし、各国が独立

し、新バビロニアなどとの戦いに破れて前7世紀末に滅亡した。

新バビロニア王朝（前650 前540年ころ）については第4章でのべる。古代メソポタミア最後の王朝はアケメネス朝ペルシアだった。この王朝は前6世紀にアーリア人・アケメネス家の王がイラン高原南西部の *Parsa*^{パールサ}（ペルシアはヨーロッパ側の呼称）にたてた。鉄製武器を背景に勢力をのばし、エジプトを支配したり、ギリシヤと戦争をしたりしている。ダレイオス1世（前522 486年）の全盛期時代をへたのち、アレクサンドル大王の遠征（前330年）で滅亡する。ここに古代メソポタミア史は幕を閉じたのだった²⁾。

（2）歴史に共通する特徴

メソポタミアの、とりわけメソポタミア南部の歴史全体に共通する特徴を概観しておこう。

言語の異なるさまざまな人種や遊牧民の流入と混合；シュメール人（発祥不明）・アラム人（印欧セム系語族）・アッカド人（東セム系語族）・アムリ人（北西セム系語族の遊牧民）・エラム人（系統不明）・カッシート人（西方山地遊牧民）・イラン系ペルシア人等のさまざまな人種が流入し混合している。

楔形文字・粘土板文書・円筒印章・暦（太陰暦）・度量衡（60進法）；楔形文字は表意・表音の線形文字で、三角錐形の葦ペンを粘土板に押しつけて記す。前3000年紀にシュメール人が使っていた。やがてアッカド人も使うようになり、ウル第3王朝の滅亡後には、アッカド語の楔形文字が主要言語になる。そして前16世紀ころには、メソポタミア周辺におよぶ国際語になった。円筒印章は石や鉱物を円筒形にし、周りに生産物の種類・数量・名前・図柄などを彫った印章である。前4000年紀後半からみられる。契約書に押印する習慣は、ウル第3王朝期のころからという³⁾。

神々の崇拜・^{ジグラット}神殿基壇・城壁都市；両河川に依存して暮す人々は、予測困難な洪水や干ばつなど、自然の脅威を体験するなかで神々への強い崇拜心をもっていた。都市も個人も各自の守護神をもち、王権は神から授けられたものとされている。神殿は神の住まいとして祭儀・政治・経済上で重要な役割をはたした。神殿の建築様式は神殿基壇が特徴だ。煉瓦を多段式に積み上げた基壇の上部に神殿を頂く様式である。

2) 通史的文献の一部；前田徹ほか『歴史学の現在 古代オリエント』（2000年 山川出版）。Jack Finegan “Archaeological History of the Ancient Middle East” 1979（三笠宮訳『考古学から見た古代オリエント史』岩波書店）。Michel Roaf, “Cultural Atlas of Mesopotamia & Ancient Near East”（松谷敏雄監訳『図説世界文化地理大百科』朝倉書店）。前掲 HANEL. 大貫良夫・前川和也他『世界の歴史』（中公文庫、以後は『歴史』と略する）。月本昭男ほか『メソポタミア文明の光芒』（2011年、山川出版）。オリエント学会編『古代オリエント事典』（岩波書店 2004年）

3) C. B. F. Walker “Cuneiform” (1987 British Museum)。杉勇『楔形文字入門』（講談社）。E. Chiera “They Wrote on Clay” (1938 板倉勝正訳『粘土に書かれた歴史』1958年 岩波書店)。Dominique Collon, “First Impressions” British Museum 1987（久我行子訳『円筒印章』東京美術出版）

大都市とりわけ王朝の首都は、重要物資の集配センターであった。どの大都市も城壁・ジグラット・宮殿・広場・倉庫・居住区から構成されている⁴⁾。神（神殿）と王と都市はいわば三位一体的だったといっている。

各王朝の目まぐるしい興亡；その原因としては、外敵の侵入を防ぎにくい平原だった、都市がなくなるほどの大洪水に何度も見舞われた、土地や水利をめぐる戦争がたえなかった、王の統治能力に大差があった、——などが考えられる。

運河と灌漑を利用した生産性の高い農業；メソポタミア南部の降雨量は、農耕には到底たりない。そのため灌漑が不可欠だった。ここの農業の特色は、灌漑による入念な水管理、牛牽犁と条播器の利用である。それらが大麦の高い収穫率をもたらした⁵⁾。大麦生産が圧倒的比重をしめているのは、両河のもたらす土壌の塩害に大麦が強かったからだ。降雨のない初夏から10月までに耕地に水を入れ、牛牽犁で耕し、鍬で整地する。秋に播種し、翌春に収穫する。その間に何度も灌漑をし、たえず除草する（「農夫の教え」ニップルやウル出土）。

南部には沼沢が多く、人口に比して農地面積が狭い。また、上記のような農作業をおこなうには、家の近くに農地がないと不便だ。だから、ほとんどの農業経営は家族単位の小規模経営である。

水運と遠隔交易；水運は最重要な輸送・交通手段だった。葦船をはじめ木枠に獣皮を張ったコラクル籠船・帆柱のある平底型帆船、筏・その他大小の船が使われている。パピロニアには杉や松・石材・銅・錫・銀が産出しない。だから、それらを輸入する遠隔交易が不可欠だった。見返りには毛織物や皮革などが輸出されている。交易の主体は国家（いわば一体化した王室と神殿）と商人である。

多数の契約書；シュメールでは前3000年代後半ころから、契約書をかわして印章をおす習慣が普及している。恐らく、異人種の侵入・頻繁な戦争・突然の激しい洪水などの不安定性が強かったからだろう（前3000年紀 前2000年紀のエジプトには契約書も法律もみあたらない。パピロニアとは逆の条件——緩やかで定期的な洪水・異民族の侵入や大規模戦争のなさ・王ファラオの専一支配・同一王朝の長期継続などの条件——があったからであろう）。

有力王朝による「法典」の編纂；いくつかの王朝にはつぎの「法典」がある。

ウルナンム「法典」（前2100年ころ・ウル第3王朝）。リプト・イシュタル「法典」（前1930年ころ・イシン第1王朝）。エシュヌナ「法典」（前1770年ころ・エシュヌナ王朝）。ハンムラビ「法典」（前1750年ころ・バビロン第1王朝）。アッシリア「法書」（前1076年ころ・中アッシリア王国）。新パピロニア「法典」（前700年ころ・新パピロニア帝国）。

4) Paul Lampl, "Cities and Planning in the Ancient Near East" (G. Brazillier, Inc. 1968, 北原理雄訳『古代オリエント都市』井上書院)。M. V. Miertroop, "The Ancient Mesopotamian City" (1999, Oxford Univ.)

5) 前掲『歴史』「メソポタミア灌漑農業 技術と生産力」（前川和也担当）

これらの「法典」をみると、どれにもつぎの共通点がある。数字で区切った条文書きでない、体系的な編纂がされていない、「法典」に直接準拠した裁判記録がない、という共通点である。したがって、これらの「法典」は現代法的な意味での法典とはいえない（以下で諸「法典」の法規を引用するばあいには、従来の便宜的な区分表現にしたがって§・条をもちいる）。共通点はほかにもある。「もし人が……ならば……すべし」という決疑法の記述形式をとっている（エシュムナ「法典」をのぞく）、王が神から授かった神授法である、具体的な世俗法であり一般的・抽象的な法規ではない、などの共通点である。

ほかに「X 法典」⁶⁾（前2050 1800）・「賃貸牛に関する諸法」（前1800ころ）・「シュメール法便覧」（前1700年代）があるけれども、編者が不明であり、あとの二つは上記「法典」の抜粋や重複文である。

2. ウル第3・イシン第1・エシュムナ諸王朝の動産賃貸

(1) ウル第3王朝の動産賃貸

アッカド王朝（前2370 前2210）はシュメールの多くを支配していた。この王朝が崩壊状態にあったころ、シュメール人の王ウル・ナンムがウルでウル第3王朝を創立した（前2112年）。そして次代のシュルギ王が政・経・軍の基礎をかため、その支配をメソポタミアの大半にまでおよぼす。

この王朝は土地と基礎資財の大半を所有し、土地（クル地）を農民に貸与して税・兵役・労役を義務づけている。また、支配下の各都市にも課税を命じている。そうした行財政は官吏が担当し、貿易は国家任命の商人が担当した。とはいえ、中央集権的な官僚機構はまだ十分に確立されていない。多くの行政や裁判は、各都市の自治にゆだねられている。神殿は一定の自立性をもちながらも、国家の補助的地位にある。社会成員には自由民と奴隷の階級がある。自由民には、支配的地位にある貴族・上級官吏と、農漁民や職人の下層民がいる。下層民はほとんどが文盲で、文書記録はもっぱら書記が担当していた。

王宮や神殿は製粉所や工房や牧場をもち、大勢の使用者に織物・武器・陶器を製造させている。家長中心で従者を使う独立自営の経営を家産経営とするならば、王宮や神殿は産業複合体的な家産経営という性格をおびていたようである。そうであるならば、この王朝は国家経営と

6) “Laws of X” とよばれるシュメール語の法規断片集は、ウル・ナンム「法典」の後半欠落部分か、同「法典」からリピト・イシュタル「法典」までのあいだに編纂されたものらしい（LC, Laws of X, p. 36）。大江節子「シュメール時代の法（2）」（『北東アジア文化研究』16号 2002.10）ほか。その解読部分には § 1 3 家借・家賃, § 4 5 夫婦関係, § 6 9 医者の治療と治療代, § 10 11 機織工の労賃, § 12 居酒屋の女主人, § 13 14 付融資, (§ 15 16 欠), § 17 家の購買, § 18 土地の購買, § 19 家の賃借などの項目がある。

家産的経営という二面的性格をおびていたといっている。

主都ウルはユーフラテス川沿いのベルシャ湾近くにある。ウルの発掘者 L. Woolley はその居住区図を描き、そこに、煉瓦住宅・パン屋広場 (square)・市場小路 (bazar alley)・倉庫通り・チャペル・鍛冶屋・大工店・宿屋などを銘記している。大小の家々には、王宮や神殿の勤務者と家族・商人・職人・奴隷・一部の農民が住んでいたようだ。彼は都市内人口を34,000人と推定している⁷⁾。

社会が重税や圧政で疲弊するなか、非シュメール系のアムル人とエラム人がメソポタミアに大挙侵入してきたことを契機に、この王朝はほぼ100年ほどで滅亡した⁸⁾。

ところで、ウル・ナンム王が編纂させたといわれるウル・ナンム「法典」は、いまのところ世界最古の「法典」である (前2100年ころ・シュメール語)。その前文では、王が神から王権を授かり、その命でウル市を繁栄させ、国土に正義と自由をもたらした、船の運航を整備し、容量と重さを計る60シラ (sila) や10シラ標準の青銅秤 (urudu bariga humdim) を作った、などの業績がのべられている (LC, Laws of Ur Namma)。

ここでの自由 *amagi* は、*ama* (元の状態・母) と *gi* (戻す)、「もと (母) に戻す」(実際には債務奴隷を解放する) という意味の動詞である。抽象概念としての自由の名詞は、まだなかったようである⁹⁾。

法規は欠落が多く30条ほどが解読されているにすぎない。そこには、§ 1 3殺人・強盗、§ 4 5男奴隷の結婚と解放、§ 6強姦、§ 7監禁、§ 8他人の女奴隷との性関係、§ 9 10離婚の賠償金、§ 11寡婦との性関係、§ 13 14誣告、§ 15養子、§ 17女奴隷の逃亡、§ 18 24傷害、§ 25 26女奴隷への懲罰、§ 28 29と宣誓拒否、§ 30 31他人耕地の侵害、§ 32小作人の怠慢、の規定がある。

「他人の女奴隷」・「他人の耕地の侵害」・「小作人」に関する条文や奴隷売買に関する裁判記録¹⁰⁾によれば、自由民は多少とも私的所有者ないし占有者である。同じことは、賃貸借・雇用・消費貸借の諸史料からもわかる。たとえば、商人 (*damgar*) による船の賃借と船頭の雇

7) L. Woolley, "Ur of the Chaldees" (原著1954年, 本著は P. R. S. Moorey 編 1982年, 盛岡妙子訳 『カルデア人のウル』 みすず書房 p.248 269)

8) シュメールについては註2, 7の文献以外に, S・N, Krammer "The Sumerians" (the University of Chicago 1963). J. Gelb, P. Steinkeller, ... "Earliest Land Tenure Systems in the Near East" (the Chicago Univ.). 前川和也「古代シュメールの社会編成」(『ステイタスと職業』 ミネルヴァ書房所収)。前田徹『都市国家の誕生』(1996年 山川出版)。「シュメール王権の展開と家産制」(『オリエント』38 2)。小林登志子『シュメル』(2005年 中央公論社)。『5000年前の日常』(2007年 筑摩書房)。H. Uhlig, "Die Sumerer" (1976, 戸叶勝也訳『シュメール文明』 佑学社)。杉・岡崎訳『シュメール神話集成』(2015年 筑摩書房)

9) 前掲『歴史』(p.201)。前掲前田『都市国家の誕生』(p.62 3)。前掲小林登志子『シュメル』(p.152 3)。

10) 大江節子「ウル第3王朝時代の裁判」(『北東アジア文化研究』25号 2007年)。

用に関するカタログ、船の管理と雇用に関する文書（ウンマ出土）、「牛と雇用」に関する賃貸契約書、利付貸借契約書（ニップール出土）など¹¹⁾。

の雇用では、公共組織がインフラ的公共事業に市民を雇って給与を払うタイプが優勢で、1日の平均給与は5, 6シラ（大麦5ℓ）程度とされている¹²⁾。には、播種期に種物を貸し収穫期に利息つきで返済させるケースもあるようだが、そうした「出拳」類似のケースは、消費貸借と動産賃貸とが重なるケースとみていいだろう。それはともかく、動産賃貸の貸手と借手はそれが私的なあいでも、その大半は王室や神殿にかかわる官吏その他の人々だったと考えられる。

（2）イシン第1王朝の動産賃貸

ウル第3王朝の支配がくずれるまぎわ、ウル王朝下にあった都市イシン（バビロン南西）でイシビ・エツラがイシン第1王朝（前2100 1790年）を創立し、やがてウル周辺を支配する勢力になった。その政治経済体制はよくわかっていない。ただ、王たちがウル王朝の後継を自認し、碑文で「ウルの王」と称していることからすると、基本的にはウル王朝に近い体制だったのであろう¹³⁾。

イシン王朝のころから、私的な売買・賃貸借・依託・訴訟関連の文書が圧倒的に多くなる（前掲 CBT, CAD その他）。ウル王朝の崩壊で商業や物資の独占体制がくずれ、商人や市民の自由な活動機会が増加拡大したからだと考えられる。

私的経済の成長はリピト・イシュタル「法典」（シュメール語）にも反映している。これは第5代王リピト・イシュタル（前1934 1924年）が編纂させた「法典」で、前文・法規（決疑法形式）・後文からなっている。前文には王が神から王位を授けられ、シュメールとアッカドの弱者たちを解放し、正義と自由を確立したと記されている。この「法典」がウル・ナンム「法典」

11) CBT. 15312, 15979, 16400ほか。前田徹「ウル第三王朝時代における船の運航と管理」（『オリエント』42 2, 1999）。CBT. 20133, 19093。S. J. Garfinkle “Shephers, Merchants, Credit ; Some Observation Lending Practices in Ur Mesopotamia” (Journal of the Economic and Social History of the Orient, Vol. 47, 2004)。八木立雄「ウル第三王朝時代の貸借契約について」（日本オリエント学会『オリエント』Vol. 18 2, 1975）。八木氏によると、おもな貸付物は銀と大麦で利子率は概して銀20%, 大麦33%, 大麦の貸付は11, 12月に、返済は3月に集中し、貸手も借手も上位の公職者や富裕者が大半である。

12) HANEL (“Neo Sumerian Period” Bertrand Lafont and Raymond Westbrook)。P. Steinkeller “Records of labour exacted from the unskilled workers of the UN il and eren classes” (in. Archival practices at Babylonia in the Third millenium p.37 58)。前掲前田徹「シュメール王権の展開と家産制」。横山美貴「古バビロニア国に於ける賦役と賦役労働者の行政管理」（『オリエント』38 2, 1995）。平均賃銀の指摘は八木氏と前田徹「ウル第3王朝時代ウンマの文書管理官 GA₂ dub ba₁」（『早稲田大学紀要』45 4, 2000年）参照。

13) 前田徹「イシビエツラによるイシン王朝の建設」（『オリエント』35 1）。前掲『歴史』(p. 227 9)

を継承していることは疑いない。

法規には40項目と、あとで解読追加された欠損部分 (gap) がある。各項目の課題はつぎのとおり (LC. Laws of Lipit Ishtar)。

(gap) a 牛の賃借と料金, (gap) b c 相続, (gap) d f 婦人・女奴隷への傷害と致死の賠償, (gap) g 解読不能, § 4 5 船の賃貸, § 6 贈与 (?), § 7 10 果樹園の賃貸・侵害への賠償, § 11 土地の管理責任, § 12 14 逃亡奴隷と奴隷の解放, § 15 16 王からの贈与人 (*mi iqtum*) の身分, § 17 誣告罪, § 18 19 脱税, (gap) § 20b c 徒弟育成契約の不履行, § 21 32 婚資・結婚・相続, § 33 処女への誹謗, § 34 37 賃借牛の損傷責任 (賠償額)。

船の賃貸法規 (意識); § 5 「もし人が決められた水路に同意して船 (*ma*) を賃借 (*hun*) したのに、その水路を通らずに船を破損させれば、借手は船を取り替え賃借分の穀物を払う」。

牛の賃貸法規; § a 「もし人が牛 (*gud*) を2年間賃借する (*addir*) ならば、穀物2,400シラスを賃料として支払わねばならない。その牛が前牽牛か中牽牛ならば1,800シラスを支払う」(農耕図では1台の犁を前後2頭の牛で牽かせているが、後牽は重い牛、中牽はやや軽い牛のようである)。

§ 34 「もし人が牛を賃借し、ひづめの腱を切れば、牛の値段 (銀) の1/3を貸主にわたさねばならない」。§ 35 「もし賃借人が牛の目を傷つけたら1/2を貸主にわたさねばならない」。§ 36 37 「角または尾を傷つけたら1/4を貸主にわたさねばならない」。

こうした船と牛の賃貸法規がもうけられたのは、それらの賃貸に関するトラブルが多発していて、公平な解決基準をしめす必要があったからだろう。そうだとすれば、そのようなトラブルは「法典」以前に生じていたはずだ。その時期は、ウルの統制崩壊後から前2000年前後までのあいだ、と推定できる。古バビロニアにおける船や牛の賃貸は、イシン時代に入って開花し始めたと考えてよさそうである。

イシン王朝はほぼ100年間メソポタミア南部を支配した。だが、ラルサとの戦いに敗れて滅亡した。ラルサ王朝 (前2020-1763年) は、前1900年代にメソポタミア南部のユーフラテス川沿いのラルサに成立して勢力を伸ばした王朝である。しかし、前1763年にバビロン第1王朝のハンムラビ王に破れてその支配下に入った。

(3) エシュヌナ王朝の動産賃貸

エシュヌナ王朝 (前2000-1760年) は、前2000年ころにウル第3王朝から独立し、チグリス川支流のディアラ川一帯 (バクダットの西北部) を支配していた王朝である。農業を主産業とする一方、織物・奴隷・錫などの内陸中継貿易を重要な事業にしている¹⁴⁾。一時は勢力を強めてラルサ・バビロン・アッシリア等と対立していたが、前1757年ころハンムラビ王に滅ぼされた。

14) 川崎康司「古バビロニア期交易における国際市場としてのエシュヌナ王国の役割」(『オリエント』

エシュヌナにも「法典」(前1780年ころ・アッカド語)がある。現存文書からみれば、「法典」には序文と跋文がなく、60(条)の法規がある。特徴的なことは、冒頭(§12)で銀 *kaspim* と重要物資の交換比率がつぎのように決められていることだ(LC, Laws of Eshnunna)。

重量 $1 \text{ manû} = 60 \text{ šiq̄lu}$ (銀500g, 1 šiq̄lu 8.33g)。体積 1 kurru (大麦 300ℓ)・ 1 qû (sila 大麦 1ℓ)

銀 $1 \text{ šiq̄lu} =$ 大麦 1 kurru (300ℓ)・銅 3 manû (1500g)・石灰 1 kurru (300ℓ)・ゴマ油 8 sila (8ℓ)・塩 2 kurru (600ℓ)。続く法規にはつぎのような諸項目がある。

§3 11・§14荷車・牛・馱者の賃料、船・船頭・水夫の賃料、ロバとロバ追い・農作業人・雇用者等の賃銀と責任。§12 13窃盗罪のあつかい。§15 16奴隷と子息による売買の禁止。§17死亡した嫁の持参金のあつかい。§18a 21貸付と利子/銀20%・麦33%。§22 24女奴隷や子女の不法監禁と致死。§25 28婚姻トラブル。§29 30夫(兵役義務者ほか)の妻への権利。§31奴婢の強姦者の賠償金。§32保育料の滞納。§33 35奴婢の子供のあつかい。§36 37寄託。§38共同出資者の権利義務。§39 41財産の売買。§42 48傷害致死の賠償義務。§49 52盗まれた奴隷・泥棒のあつかいほか。§53 58害を与える牛や犬、家屋の管理責任。

動産の賃貸については、§3 荷車は牛と馱者ともみで賃料 (*idi*) は大麦60シラス。§4 船の賃料は(船の容量)1クルにつき2カ(2ℓ2シラ)、船頭の賃銀 (*idi*) は1日……シラ。§5 船頭が不注意で船を沈めたら、その原因に応じて弁償しなくてはならない。§6 人が不正な事情で他人の船を接収したら、銀10シキルを渡さねばならない。§10ロバの賃料は大麦1スト(10ℓ)。

雇用者の賃銀については、§11「1ヵ月で銀1シェキルと穀物60シラス(60ℓ)」、§9収穫労働者の雇用賃銀は銀1シェキルとし、もし(雇用者が)労働しなければその10倍の罰金を払う、と規定されている。

この法規には、ウル・ナンム「法典」やリプト・イシュタル「法典」の影響がみられる。それはともかく、前18世紀初期には、こうした地域でも銀による物資の交換比率が規定され、雇用や動産賃貸借が相当程度おこなわれていたことがわかる。

3. バビロン第1王朝の動産賃貸

(1) ハムラビ「法典」とその社会

バビロン第1王朝(前1894-1595)はアムル人が1894年に創立した王朝である。首都バビロンは、ユーフラテス川沿いの中流域に位置する。最初の支配域はごく狭かったが、第6代のハムラビ王(在位前1792-1750)が国力を強化させ、近隣諸国を制圧してメソポタミアを統一した。

ハムラビ「法典」(前1760年ころ、アッカド語)は、ほぼ完全に復元された唯一の「法典」

である。古代オリエントの「法典」を代表するものといっている¹⁵⁾。「法典」を刻んだ石柱の頂点には、太陽神シャマシュが王権の象徴と思われる笏 scepter と輪を王に授けているレリーフがある。ハンムラビ王にとっては、各都市で異なる法習慣や制度を統一し、共通の法的支配を確立する必要があった。この点に、王が「法典」を編纂させた目的があったと考えられる。

「法典」の前文と後文には、ハンムラビ王の業績が書かれている。法規は282条からなる。各条の内容は互いに関係しあい、重複しあっていてグループ分けがむずかしい。ここでは貸借の観点から、全体を A E のグループに区分してみた。

- A 土地貸借・灌漑 § 26 48・§ 53 65
- B 商業と金融（大麦と銀の貸借）・寄託 § 49 52・(gap)・§ 100 125
- C 動産と人身の貸借・家借 § 117 125・§ 236 258・§ 268 277
- D 家族・相続・奴隷 § 128・§ 131 194・§ 278 282・§ 15 20
- E 犯罪・過失・その他 § 1 14・§ 21 25・§ 126 127・§ 129 130・§ 174・§ 195 235・§ 250 252・§ 259 260

A E をみると、全条項のうち、家族の財産分割と相続・商業と売買・融資と賃貸・個人間の雇用等に関する条項が60%をこえており、民間での私有関係の発展がわかる。

支配体制

ハンムラビ「法典」や他の史料にもとづいて、この社会のおもな特徴をあげてみたい。ハンムラビ王朝は、広げた王領地を人々に貸付けて兵役・労役を義務づけた。そうした義務はイルク *irku* といわれる（法規 § 26 41イルク義務者と代償地）。支配下の各都市からも税や貢納を集めている。運河の開発管理や行財政は、中央集権の官僚組織がになう（§ 53 56灌漑管理責任）。貿易は国家に任命された商人が担当した。神殿は王に従属して祭儀と経済を補佐した。

地方の重要都市では、中央から派遣された知事がおもな行財政権をにぎる。一方で、議会（プフルム）が下級の民事・行政問題を決めている。それは恐らく、以前からの慣習的制度が統治にとって必要とされたからである¹⁶⁾。

市民

ハンムラビ「法典」には、家族の財産分割・相続、商業と売買、融資と賃貸、個人間の雇用等に関する法規が圧倒的に多い。自由民は私的所有者である。所有者は *bel* 「主」の語で、——畑の主 *bel eqlima*・奴隷主 *bel wardim*・家主 *bel nidityim* などと表現されている。イルク義務者も、相続が許された土地を売買することができた（§ 40）。所有権の侵犯は厳しく罰

15) 邦訳には中田一郎『ハンムラビ「法典」』（2002年）、佐藤信夫『古代法解釈』（2004年）、原田慶吉『楔形文字法の研究』（1967年）、飯島紀『ハンムラビ法典』（2002年）その他がある。拙論では基本的に LC によるが、中田訳と佐藤訳を適時利用した。引用文は私の意識である。

16) 各都市の住民集会：J. Hawkes “The First Great Civilizations” 1973（小西正捷他訳『古代文明史 1』みすず書房1978, p. 200）。月本昭男『ギルガメシュ叙事詩』（岩波書店、解説 p. 341 2）

せられる (§ 259 260)。重要取引には証人をたてて、契約書を交換することが義務づけられている (§ 7, § 122)。

住民のほとんどは、アウィールム (*awilum*) と呼ばれる自由民がしめている。諸法規の主語もアウィールムである (邦訳では人, 英訳では a man)。彼らのあいだに法的な支配従属関係はない。しかし同じ自由民でも、ムシュケーヌム (*muškēnum* 王宮や神殿の使用人か?) と呼ばれる人々は、法の適用で差別をうけている。たとえば、アウィールム間では「目には目を」の同害復讐 (タリオ) 原則¹⁷⁾ が適用されるが、アウィールムがムシュケーヌムの目や骨を損なえば、銀 1 マナ (約 500g) を償なえばよかった (§ 196 198)。女性は財産を所有できたが、家父長的家族制度のもとで男性よりも低い地位におかれ、夫によって売買や人質にされている。

首都バビロンには、農民・商人・仲介人・医師・船頭・建築師・理髪師・円筒印章彫刻師・金属職人・弓矢職人・大工・皮細工師・葦細工師・織物職人・牧夫・馭者・酒屋人・官吏・書記・裁判官・修道女・石工・陶工・パン屋・ビール醸造業者・漁夫・狩人・武器製造者・占い師・奴隷等が住んでいた (『法典』その他参照)。

奴隷

奴隷 (男 *wardam*, 女 *amtam*) は自由民の最重要財産で、使役や販売や賃貸の対象にされた。理髪師が、奴隷主の承諾なしに奴隷の髪形 (*abbuttum*) をそり落せば腕を切断された (§ 226)。奴隷の供給源は捕虜・購買・債務不履行などである。

奴隷人口は比較的少なかったとみられる。なぜなら、圧倒的に多かった小規模の家族経営にとっては、繁忙期に人手を賃借・雇用したほうが高価な奴隷購入よりもずっと割安だったからである。ちなみに、農業労働者 1 カ月の法定賃銀は銀で約 $2/3$ § (麦 200ℓ) だが¹⁸⁾、奴隷の売買額は 33 倍の約 20§ (プラス所有期間中の衣食費) である (§ 273, § 252)。

奴隷は一定条件下で解放・結婚・遺産相続が承認されている (同 § 117, 170, 175, 176)。市民と奴隷との格差はかなりルーズだったといえるだろう。古代のギリシアやローマでは、奴隷が人口の 1/4 以上を占め、産業の主力だった。そうした社会を奴隷制社会と呼ぶならば、メソポタミア社会は奴隷制社会ではなかったといえる¹⁹⁾。

農業・牧畜業・漁業

農業の特徴は (1) 2 でのべた。追加すべき点のひとつは、小作が面積と収穫をふやす重

17) ^{タリ}同害復讐規定 (§ 195 214) はウル・ナンムやエシュヌナの「法典」にはない。総じて以前の「法典」よりも罰則が厳しいのは、広範な地域における一律的規制の強化を意図したものと思われる。

18) H. クレンゲルは当時の平均月額を 1/2 シキルと推定している (Horst Klengel "Hammurapi von Babylon und seine Zeit" 1976, 江上・五味訳『古代バビロニアの歴史』p. 80, 以下クレンゲル『歴史』と略記し、引用ページは同訳のものとする)。

19) I. Mendelsohn "Slavery in the Ancient Near East" 1949 (塩野靖男訳『古代近東の奴隷制』, 教文館『聖書考古学入門 2』所収)。中島健一「オリエントの奴隷制度」(学生社『古代史講座 7』1963年 p. 45 6)

要手段として頻繁に利用され、法規でもかなり詳しく規定されている点である。農地の平均小作料は、収穫の約3分の2、果樹園の小作料は3分の1とされている (§ 64)。小作人が怠慢で大麥を収穫しなかった時の賠償 (§ 42)、耕地の洪水被害の負担 (§ 45 46)、小作人による借地の1年延期請求 (§ 47) などの規定がある。

漁業も牧畜業も大枠では国家の統制下にある。何万匹もの魚の一部は、宮廷や神殿に納入されて直接消費される。あとは商人が買って銀で納入したり、市民に販売したりする。牧畜は、国家と牧夫との請負契約をとしておこなわれた (§ 57 58)。宮廷へ納入された羊毛は、宮廷での消費・官吏への分配・商人への販売にまわされる。こうした諸業務は、その大半をイルク義務者がおこなうが、それ以外の私的な農・漁・牧畜業もいる²⁰⁾。

商業・金融・市場

貿易を担当したのは、国家に委任された商人 (*tamk̄arum*) と、商人の委託をうけて実務をする貿易仲介人 (*šamallûm*) である。商人は銀や大麥の融資活動もおこなっている。資金の借手には、一時的な調整金を要する農工業者、投機資金をもとめる仲買人、その他の市民がいた²¹⁾。商人の融資事業は経済活動を促進したが、債務奴隷も生んだ。債務奴隷の増加は税収と徴兵の基盤を劣化させるから、彼らの解放令 (いわば「徳政令」) がだされている。

おもな支払手段は銀と大麥で、銀は薄板・針金状リンク・粒などが使われている²²⁾ (コインの発行は千余年後)。国内融資の法定利率は大麥33%、銀20%であった。しかし実際は、もっと高率で高価なケースがあったとみられる。法の規定が低くされたのは、格差の拡大を防ぎ生活の安定をはかる意図があったからであろう。

一般に市場とは、人々が物資 (商品) を交換しあう場を意味する。貿易中継都市マリ市の宮殿域内には、税や貢納物資の再分配をおこなう建物がある。この建物は、西アジアのバザールに近似し「宮殿市場」 (*kar ekallim*) と呼ばれていた²³⁾。バビロン市内の市場の状況はわからない。けれども、市内の住民が日々の食品を郊外まで出かけて入手していたとは考えにくい。多分、大通りや城門や小広場が、時には大きな家の中庭などが、小市場になっていたのではなかろうか²⁴⁾。

20) 前掲クレンゲル 『歴史』 (p. 145 149)

21) H. Klengel "Handel und Händler im alten Orient" 『古代オリエント商人の世界』 (江上波夫・五味享訳, 山川出版 p. 112 114)。前掲クレンゲル 『歴史』 (p. 63 64, 82 84, 88 89)

22) 中田訳は *uttetu* を「粒 (0.046g)」としているが、0.046g ではいかにも微粒だ (前掲佐藤訳では薄板)。支払手段の銀は遺物写真では薄板や針金条のリンクである。なお、コインの発行は1,000余年後のことである。

23) S. M. Dalley "Mari and Karana: tow old babylonian cities" 1984 (大津・下釜訳 『バビロニア都市市民の生活』 p. 16 17。『古代文明史』 1 (p. 172)。*ekallu* は commercial transactions も含意する (CAD)。

24) 前掲 J. ホークス 『古代文明史』 1 (p. 172) その他

[追補] 著名な社会人類学者 K. ポランニーは、論文「ハンムラビ時代の非市場交易」で、“バビロニアには市場も機能的な市場システムもない。だから価格リスクはありえず、債務支払い不能のリスクはまったくくない”，という主旨の主張をしている。そしてその根拠を、前5世紀にバビロンを訪れたヘロドトスの記述——「ペルシア人たちの国には市場は一つもない」や、ペルシアの城壁都市には市場の空き地がないとする考古学的知見、にもとめている²⁵⁾。だが、ハンムラビ時代に商業や市場の発達が不十分だったにせよ、都市に小広場や各種の商店があり、価格リスクの存在と多くの債務奴隷がいたことは多数の証拠で実証されている。このことはすでに見たとおりである。なお、彼への批判はすでに何人もの史家がおこなっている。

ハンムラビ王の没後、王朝は衰退していく。後継者たちの統治能力が劣っていたうえ、圧政に苦しむ各都市の反乱や異民の侵攻のためであったろう。そして前1595年にヒッタイトがバビロンに侵入してこの王朝は一旦滅亡する。

(2) バビロン第1王朝の動産賃貸

古バビロン社会のおもな賃貸動産は、船・牛・犁・播種器・車、そして人身である。古バビロニアでは、また以後のメソポタミアでは、人・物・家畜はひとしく動産と認識され、それらの賃貸借や売買は多くのばあい同じ語彙で表現されている。たとえばハンムラビ「法典」では、「農業労働者を賃借する」(*ikkaram igur* § 257)、「牛を賃貸する」(*arpam igur* § 257)、「荷車を賃借する」(*šumba igur* § 272) など。エシュヌナ「法典」では、人の雇用にも支払い賃銀にも船の賃料と同じ *idi* が当てられている (§ 4・§ 11)。雇用は人身(動産)の賃貸借と認識されていたのである²⁶⁾。自分が雇われるばあいには、「PN₁はPN₂に自分を賃貸する」(“PN₁ ^{with} *itti ramanišu* PN₂ *igur*”) という書式がとられた (CAD, vol. 14)。

船 (*elippu*) の賃貸借

ハンムラビ時代には支配領域の拡大にともなって税・貢納物・貿易量が増加し、民間でも船と船頭を調達する機会が飛躍的に増加した。平均的に利用された船はおおよそ標準積載量60クル (18,000ℓ) ほどの船だった (§ 277)。船は高価で数にかぎりがあるため、その賃借と船頭の雇用も増加した。そのことがハンムラビ「法典」に反映されている (以下のハンムラビ「法典」の引用文は訳文自体ではなく、前掲の諸訳を参考にした要点である)。

§ 236もし人が彼の船を船頭 (*malāhu*) に賃貸し、船頭が不注意で船を沈めるか破損させたならば、船頭は船の所有者に償わねばならない。§ 237もし人が船頭と船を賃借し、各種の積荷を積みこんだのに、船頭が不注意で船を沈め積荷を失わせたならば、船頭は船と積荷を償わ

25) Karl Polanyi “Marketless trading in Hammurabi’s time” 1957 (玉野井芳郎・平野健一郎訳『経済の文明史』第7章)。ヘロドトス『歴史』巻 (松永千秋訳、岩波書店 [上], p. 118)

26) 原田慶吉『楔形文字法の研究』(1967年第二部七「所有権観念」)。前掲クレンゲル『歴史』(p. 77)

ねばならない。§ 277もし人が60クル積みの船を賃借すれば賃料は1日につき銀1/6シキル(約1.34g)である。§ 276もし人が川を上る船を賃借すれば、賃料は1日につき銀2.5ウテット(約0.12g)である。

「法典」では船の賃借者も賃貸者も「人」としか記されていないが、具体的にはどういう人々だったのだろうか？

賃借者に船頭がいることは法規§ 236からわかる。ほかの代表的な賃借者は、貿易や売買の主役だった商人と仲買人 (*šamallûm*) であろう。法規§ 237の「人が船頭と船を賃借し大麦・羊毛・油・ドイツ……を積み込む」という記述にふさわしい人物は、彼らだったといってよい。税や貢納物や軍隊の輸送にたずさわる各都市の責任者たちも、しばしば船を賃借したにちがいない。公船が不足するばあいには、民間の船と船頭の賃借が必要になったからだ。もちろん、他のさまざまな市民たちも賃借者になっていたにちがいない。

つぎに賃貸者(所有者)を考えてみよう。船の最大の所有者は王宮や神殿だった。そうした組織が民間に船を賃貸するケースを別にすると、民間船の所有者にはまず船頭がいる。船頭は需要があれば、自己製か購入した船を賃貸することがある。船頭の自己製については、船頭が船大工を兼業するケースが「法典」にでている(§ 234「人が60クル積みの船の防水工事を船大工 *malaḥu* にたのめば、彼に銀2シキルを払う」)。

金融を兼業する商人も船の所有者だった。商売の輸送で必要になれば購入したし、融資の担保にした船を(負債未払いで)所有することもあるからだ。ラルサの商人パルムナムへの文書には、ハンムラビ王即位直前ころに船の賃貸をしたといわれ、マリ文書中の書簡には、商人が彼の船でマリ宮殿に穀物を運送するという記述があるという²⁷⁾。この商人は需要に応じて船を船頭を市民に賃貸していたにちがいあるまい。また、ワインの醸造主や市民の富裕者たちにも船の所有者がいて賃貸していたはずである。

牛 (*alpu*) の賃貸借

牛は犁や条播器や車を牽く手段として、また乳・肉・革の供給源として、最重要な役畜だった。牛の利用が普及していたことは、各「法典」やいくつもの牛耕図の印章から知ることができる。牛はかなり高価なうえ数に限りがあり必要時にのみ利用するため、しばしば賃貸借されている。

§ 242「もし人が後牽き牛を1年間賃借したならば、その料金は大麦4クル(1,200ℓ)である。

§ 243「中牽牛を1年間賃借したならば、大麦3クルである」(リビト・イシュタル「法典」の牛の賃料も同額だった)。

牛の値段を直接しめず法規はない。が、§ 241に「牛を質に取った者は銀1/3マナ(20シキル 大麦6,000ℓ)を払わねばならない」とあるから、牛の値段をその程度と仮定しておく。そう

27) 前掲 Dalley 『バビロニア都市民の生活』(p. 219-221)。前掲クレンゲル 『歴史』(p. 94)。

すると、後牽牛の年間賃借料大麦4クル(1,200ℓ)は、牛の値段(大麦6,000ℓ)の1/5になる。これは農夫や牧夫の年間賃銀(§257)の半額にあたる。後牽牛を1年間賃借したならば、その料金は大麦4クル(1,200ℓ)である。

§268「もし人が脱穀するために牛を賃借したならば、その料金は大麦2スト(約20ℓ)である」。

脱穀用の牛の賃借料はごく安い。子牛かもしれない。ただ、脱穀用のロバや山羊の賃料(後述)と比較すると20:10:1でそれなりにバランスがとれている。

「法典」では、牛の賃借人の責任がかなりくわしく規定されている。

§245 246「もし人が牛を賃借し不注意または殴って死なせたら、(あるいは)足を折るか首の筋を切ったら、賃借人は同等の牛を償わねばならない」。

§247「もし人が牛を賃借しその目を損なったら、彼は所有者にその牛の半額の銀を与えねばならない」。§248角を折るか尾を切断するかひずめの腱を切ったら、牛の値段の1/4を与えねばならない。牛の賃借人にとって不可抗力の事故に関する法規もある。

§244「賃借した牛が野でライオンに殺されたならば、その損害は所有者が負う」。§249「賃借した牛を神が打つ(病気になる)ならば、賃借人は神に誓ったのち放免される」。§250「もし道を歩いている牛が人を突き死なせても訴訟対象にはならない」。§251「(しかし)突きぐせのある牛の所有者がそのことを知りながら、放置してその牛がアウィールムを突き死なせたならば、彼は銀1/2マナ(約250g)を与えねばならない」。§252「アウィールムの奴隷を死なせたならば、銀1/3マナを与えねばならない」。

§255「小作契約者が賃借した牛を、(他人に)又貸して借地からなにも収穫しなければ、収穫時に1ブル(耕地面積6.5hect.)につき大麦60クル(18,000ℓ)の賠償をはらう」(エシュムンナ「法典」§9は、収穫労働に雇用された者が働らかなければ、賃銀の10倍の罰金を定めていた。§44では、未耕地を3年間借りて放置すれば、耕地にしたうえ1ブル[6.5hect.]につき大麦10クル[3,000ℓ]の賠償額だった)。

「シュメール法便覧」(前1700年代):もし(借りた牛)が川を渡っている途中で死んだら、借手は健康な牛を賠償し、賃料も支払わねばならない[vi23 31]。

ロバ(imèru)の賃貸借

馬や駱駝はまだ重要な役割をはたしていない。陸路の輸送手段にはロバが圧倒的に多く使われていた。隊商による物資の運搬にもロバが使われていて、隊商の駅にはロバ専用の畜舎(kigamlum)があったという²⁸⁾。ロバは脱穀の動力源としても利用されていた。「法典」には脱穀用のロバの賃借規定がある。§269「もし人が脱穀用にロバを賃借したならば大麦1スト(約10ℓ)がその賃料である」(賃貸期間不明)。

28) 前掲 Dalley 『バビロニア都市民の生活』(p.202)

山羊 (*immeru*・*urišum*・*lalû*・*puhadu*) の賃貸借

§ 270もし脱穀用に山羊 (*urišum*) を賃借すれば、大麦1カ (1ℓ1シラ) がその賃料である。羊1匹の賃料も1シラである (賃貸期間不明)。

羊や山羊は神殿を中心に大量に飼育されていた家畜で、織物の原料 (羊毛)・神殿への供儀・乳・食肉に用いられている。脱穀用に賃貸借が利用されることは、ごくわずかだったようである。飼育は神殿所有群も民間私有群も牧夫へ依託されるケースがほとんどであった²⁹⁾。

脱穀用の牛・ロバ・山羊の賃借料は、それぞれ大麦20ℓ・10ℓ・1ℓとなっている。どのケースも賃貸期間が記されていない。しかし、1ヶ月の耕牛の賃貸料が100ℓだから、それらの期間は1ヶ月であろう。

各種の車の賃貸借

車は輸送手段としての利用度がきわめて高い。車は木製の素朴な2輪車と4輪車で、後者には2, 3人乗りの幌付車もある。2頭の牛に牽かせる四輪車の遺物 (前2000年ころの青銅製) がウル王墓から出土している³⁰⁾。穀物などを運ぶ荷車は牛やロバに牽かせていた。

§ 272「もし人が荷車 (*šumba*) を賃借したならば、借手は1日大麦4スート (約40ℓ) を貸手にあたえねばならない」。§ 271「もし人が牛と荷車と馱者を賃借したならば、借手は1日につき大麦3パーン (約180ℓ) を貸手にあたえねばならない」。

農具の賃貸借

[犁] 犁には播種用の犁と深耕用の犁、および土をならす犁 (馬鍬) がある。その価格は、深耕用の犁または馬鍬を盗んだら銀3シキル (25g) を所有者につぐなうという法規 (§ 260) から推して、その程度かそれ以下だろう。ただし賃貸の料金はみあたらない。

[播種器] 播種器は種を入れる逆三角型の容器である。粘土板印影 (ニップル出土) の復元図には、1人が2頭の牛によって牽かれる播種犁の柄をにぎり、もう1人が播種器に種子を落している様子が描かれている³¹⁾。§ 259「播種器をつけた犁 (*epinnu*) を盗んだら銀5シキル (41.7g) を所有者につぐなうこと」という法規がある。だから、播種器と犁の値段もこの賠償額とほぼ同じか、それ以下と推定できる。そのX日の賃貸料が5シキルの何%になるか、適当に推測するほかはない。

[脱穀器] 牛にひかせる脱穀器とは石臼の一種にちがいない。§ 268 脱穀用の「牛の賃借料は大麦2スート (約20ℓ)」だった。これらの法規からすれば、脱穀器も賃借されていたと推定できるが、その賃料はわかっていない。

29) 谷泰『神・人・家畜』(平凡社 p. 219 220, 231 233)。前田徹「ウル第3王朝時代の家畜管理組織」(早稲田大学大学院文学研究科紀要34)。前川和也「animal and human castration in Sumer, part. 1~3」『京都大学人文・欧文紀要』15・16・18)

30) 月光昭男監修『メソポタミア文明の光芒』・写真 (山川出版社 p. 93)

31) 播種器, 前掲『世界の歴史』(p. 279)

〔ゴマ搾油用具・石臼〕油の原料にするために、ゴマの栽培は広範におこなわれていた。古バビロニア文書（シカゴ大学オリエント研究所蔵）には、搾油用具のレンタルに関するつぎの記述がある。

「Awilnat が Iddin Nana に、搾油具 (*kannum* for extracting)・石臼 (*grindstone* for oil)・乳棒 (*pestle*) を 4 カ月間、ごま油 4 qâ (4 ℓ) の賃料で貸した。証人：Šamaš muštal; Ibbi Šmaš。彼らの印章 / 7月30日, King Samsu iluna (バビロン7代王) の年 (前1749 1712年)³²⁾。

(3) 人身の賃貸借 (雇用)

人が動産とされ、雇用が人の賃貸借としてあつかわれていることはすでにのべた。古バビロニア社会では、自由人相互の私的雇用契約が普及するようになる。そのことはウル第3王朝の状況に比べて新しい特徴である。雇用契約のなかでは、農業の契約がもっとも多い（前掲 CAD, CBT）。播種期や収穫期になると、短期間の人手がほぼ同時に必要とされたからであろう。

雇用契約では、1年・1ヶ月・1日が基本単位とされている。

§ 257 「もし人が農業労働者を雇ったならば、雇い主は（賃銀として）1年間に大麦 8 クル（約2,400ℓ）を払わねばならない」。§ 258 「もし人が牛追い人夫を雇ったならば、1年間に大麦 8 クルを払わねばならない」。§ 261 「牛や小家畜を放牧させるために牧夫を雇ったならば、1年間に大麦 8 クルを払わねばならない」（§ 264 「もし牧夫が放牧を寄託されて賃銀をもらい、契約した家畜の子供の数や出産数を減らせば、契約通りの数の子供をあたえねばならない」。この寄託は雇用に近い面があるといえるだろう）。

§ 273 「もし人が労働者を雇うならば、年初から5月までは1日につき銀6ウテット（約0.28g）、6月から年末までは1日につき銀5ウテット（約0.23g）]、を払わねばならない」（1ヶ月の平均賃銀額に換算すると約1シキル [約8.3g]・300ℓになる）。§ 239 「もし人が船頭を（雇）えば、船頭の賃料は年間大麦6クル（1,800ℓ）である」。

父親が妻子を賃貸するケースや、商人・高利貸・^{ナディートム}修道女たちが自分の奴隷を賃貸する契約も多くみられる。クレンゲルは、その事例をシッパルその他の出土文書——前1834年から前1763年ころ——にもとづいて明らかにしている³³⁾。

「イブクイルツィティムは、スィーンナトゥムから、息子のシャマシュマーギルを、1ヶ月大麦1/3クル（400ℓ）で賃貸した」。「シャマシュ神の修道女エリシュティエーシャマシュは、イリーリーメアンニという彼女の奴隷を、スィリルムの息子アウェールアダトに、銀5シキル・衣服は賃借人もちで、1年間賃貸した」。商人兼高利貸だったラルサ人のバルムナムへは、

32) 搾油用具 M. Stol & R. M. Whiting “A rental of tools used in processing sesame” *Bulletin on Sumerian Agriculture* Vol. (1985 Cambridge, U. K. p. 179 180)。石臼については前掲ダリも参照。

33) クレンゲル 『歴史』 (p. 76 78, p. 85 96)。訳文は語句順を変更してある。

多数の奴隷を購入し、彼らを手工業者に短期間賃貸していた（事例略）。

[修道女たちの経済活動は、高官や富裕な親からえた高額の「持参財」を元手にしていた。なお、前2000年紀前半の文書には約500人以上の修道女の名が記されている。だが、2000年紀後半のテキストには記されなくなる。このことからクレンゲルは、修道院が前半期に特徴的な組織だったと推定している]。

Nippur 出土文書にも、「Libit Ishtar は1人の女奴隷 (*amtim*) を召使いとして奴隷の所有者 Amti Samash から賃借した (*i gu ur ši*)。Amti Samash の秤でその賃料大麦1グルを修道院門で支払った」と記されている³⁴⁾（英訳では日時は Samsu iluna 3 or 4 とあるから、前1749 1684年の間のものだろう）。

妻子や自分自身を貸主へ人質にだし、貸主が彼らに債務労働をさせるケースも多い。

§ 117 「負債者が（債権者に）……自分の妻子を売ったならば、あるいは彼自身が債務労働のために（自分を）与えたならば、彼らは3年間は買手……の家で働かねばならない。4年目に彼らは自由の身とされねばならない」。これは債務者が負債を返済できず、妻子や自分自身が人質 (*nipûtam*) になって債権者のもとで働くことを意味する（ただし§ 117では、牛と小麦を差し押さえることが禁止されている）。

中田薫氏は、「バビロニアに於て行はれた最普通の雇傭契約は、人身質入れとは全然関係なく、寧ろ家族賃貸借に起源し、それを模倣して発達した独立人の自身賃貸借である」、とのべられている³⁵⁾。しかし、人質が「債務労働の4年目に解放される」という規定は、3年働けば債務額が帳消しされる——債権者側は3年間の労働に債務額分の報酬を払う——ことを含意する。したがって、この人的用益質は、多少とも雇用（人身の賃貸借）に近い性格をおびている。したがってまた、この人質は「雇傭契約と全然関係なく」とはいえない。思うに、こうした人質も雇用の一起源または初期形態ではないだろうか。なお、“雇用契約の起源が家族を雇用に出すことにあった”かどうかは、実証がされていないのでわからない。

前18世紀中葉における主要な動産の賃貸料（麦 ℓ と銀 g で表示）を表2にまとめておく。[šは銀 $I\check{s}iqilil$ ($8.3g$)、大麦300 ℓ 銀 $1\check{s}$ にあたる。ちがう賃貸期間の賃貸料はどちらかに換算し、麦と銀で表示した。耕地の地代は収穫量に対して33%、大麦貸付賃料（利息）は33%。奴隷と牛の価格 20š]

表2 動産賃料（前18世紀中葉）

動産 期間	船 大型	荷 車 四輪車	農 夫 牧 夫	労働者 男	奴 隷 男 女	牛		牛 口バ 山羊 脱穀用
						後 牽	中 牽	
1 カ月	1,440 ℓ	1,200 ℓ	200 ℓ	300 ℓ	500 ℓ 300 ℓ	100 ℓ	75 ℓ	20 ℓ 10 ℓ 1 ℓ
1 日	48 ℓ	40 ℓ	6.7 ℓ	10 ℓ	16.7 ℓ 10 ℓ	3.3 ℓ	2.5 ℓ	0.67 ℓ 0.33 ℓ 0.03 ℓ
1 カ月	4.8š	4 š	2/3š	1 š	1.67š 1 š			

34) E. Chiera, “Old Babylonian Contracts” (the University Museum 1992, Babylonian section Vol. , no. 2, p. 163 4)。

35) 前掲中田薫 『法制史論集第三巻』 p. 400 (引用では旧漢字を現漢字にかえた)。

4. 古代オリエント諸国の動産賃貸

(1) ヒッタイトと古代エジプトの動産賃貸

ヒッタイトの動産賃貸

ヒッタイト王国は、北方の印欧語族がトルコのアナトリア高原にたてた国である。主都はハットシャにあった。古王国（前1680 前1500ころ）と新王国（前1500 前1180ころ）に区別されている。古王国よりも200年ほど以前から、ハットウシャには古アッシリアの商業居留地があった。

古王国も新王国も、王地の貸与と奉仕義務の関係（一種の「封臣契約」）を軸にしている。近辺の小国ともほぼ同じ関係にあったようだ。自由民と奴隷の階級があり、前者は私的所有者だった。峡谷ぞいに農耕と牧畜、養蜂をいとなんでいた。銀・羊・大麦などを交換手段とし、古王国の後半からは銀が中心になっていた。銀・鉄鉱石などの鉱山資源にめぐまれ、古王国時代から鉄冶金技術を独占的に利用している。富の獲得は、おもに2輪馬車を駆使する軍事力によっていた。

新王国時代になると、国王は中央集権的な官僚組織を整備し、軍事力を強化して前1595年にバビロンを滅亡させた。前1300年代にはシリアの覇権をめぐってエジプトと争い、平和条約を結んでいる（カディシュの戦い、前1286年）。しかし、いわゆる「海の民」が西方から侵攻したことから、前1180年ころに滅亡した³⁶⁾。

動産賃貸の史料はヒッタイト「法書」（法規約200条）にみいだすことができる。法規はその内容から、古王国時代と新王国時代のものに区別されている（双方の明確な編纂時期は不明）。前者の法規（§ 1 § 100）は、「人を盲目にすれば、昔は銀1マヌ（500g）だったが今では銀20.5シキル（171g）を賠償する」（§ 7）という表現からもわかるように、旧来の慣習法が基礎になっている。新王国時代の法規（§ 101 § 200）は、前者に修正を加えたものという（LC. Hittite Laws）。

共通項目ごとにまとめてみると、つぎのようになる。殺人（§ 1 6, 42 44）、傷害・窃盗（§ 7 8）、逃亡奴隷（§ 19 24）、結婚（§ 26 36）、土地所有（§ 30 41, 46 56）、喪失財産（§ 45）、家畜の窃盗・傷害（§ 57 92）、不法侵入（§ 93 97）、放火（§ 98 100）、果樹園の果実や用具の窃盗、損害（§ 101 144）、賃銀・雇用・賃料（§ 150 161）、価格（§ 176 186）、性的乱行（§ 187 200）。

動産賃貸・雇用には、つぎの規定がある（LCをもとにした意訳）。

古王国時代の法規：§ 75 「もし人が（借りて）繋いでおいた牛・馬・山羊・羊・ロバが死ぬ

36) LC. Hittite Laws (editions and translation by Hrozný, Harry A. Hoffner, p. 213 247).
Jr. K. Bittel "Hattuscha" 1983 (大村幸弘・吉田大輔訳 『ヒッタイト王国の発見』 山本書店1991)。
前掲 HANEL Vol. 2 "The Hittite Kingdom" (by R. Haase)。『世界大百科事典』(平凡社、2007年版「ヒッタイト」担当大村幸弘)。註2の諸文献

かオオカミに殺されるかしたならば、その家畜を弁償する。それらが神に召された（不可避なばあい）ならば、有効な方法でそのことを誓う（弁償は不要）。§ 76 「もし人が家畜を借りて自分の土地で死なせたならば、その家畜を償ったうえ賃料を払う」。§ 78 「もし人が牛を借り、革（紐か）をつけたならば、貸し主は大麥50ℓを与える」。

新王国時代の法規は、古王国の法規よりも詳しく、賃料は大半が銀でしめされている。

§ 151 「もし人が耕作用の牛を借りたら1ヶ月につき銀1シキルを払う」。§ 152 「馬・ラバ・ロバを借りたら1ヶ月につき銀1シキルを払う」。§ 157 「1.54kgの青銅の斧を借りたら1ヶ月につき $\frac{1}{2}$ シキルを支払う」。§ 159 「もし1チームの牛を1日賃借すれば賃料は大麥25ℓである」。

雇用：§ 42 「もし人が（他）人を雇い被用者が出征して死んだばあい、（雇用主が）賃銀をすでに払っていたならば償わなくてもよい。未払いであったならば奴隷1人を与えねばならない」。

§ 158a 「もし自由人が賃銀のために自分を雇用にだし、（麦を）束ね、車で納屋に運んで収納し、床を掃除したならば、その賃銀は3ヶ月につき大麥1,500ℓである」。§ 158b 女性の収穫季の雇用賃銀は3ヶ月につき大麥600ℓ。§ 160a, b 重さ $1\frac{1}{2}$ minasの銅箱を作る鍛冶屋の賃銀は大麥5,000ℓ。重さ2minasの青銅斧の製作賃銀は大麥50ℓ。

ハンムラビ「法典」の賃貸法規とくらべると、馬の賃貸法規があること、賃銀・賃貸料が基本的に銀表示であること、が目立つところであろう。なお、賠償や賃銀に身分や性別差をもうけている点は同じだが、^ク同害復讐でなく賠償救済の原則をとり、奴隷の自由度がやや大きい点も相違している。

古代エジプトの動産賃貸

古代のエジプトとメソポタミアの王朝は、出発と終焉の時期がほぼ同じころだ。主産業が灌漑農業という点も同じである。しかし、古バビロニア（前2000-1600）時代にあたるエジプトの中王国時代には、財産の所有や雇用が認められているにもかかわらず、人身の賃貸をのぞく動産賃貸の史料がみあたらない。ハンムラビ「法典」のような「法典」もない。なぜだろうか？

原因のひとつとして考えられるのは、王宮と神殿による所有と分配のシステムが圧倒的に優勢だったことである。たとえば、ナイル川にたよるエジプトでは、必須の輸送手段たる船を王室・神殿・豪族が所有し運営していた。渡舟も、前者が村落による運営だった。

二番目の原因は、農村が自給自足を基本にしていたことだろう。三番目の原因は、国内商人や金融業者がほとんど存在せず、物資の私的流通や賃貸が狭い範囲に限定されていたことだと考えられる（エジプト語に「商人」の語が現れるのは新王国時代以降だという）。「法典」がないのは^{ファラオ}王が神の化身とされ、王の勅令が法だったからであろう³⁷⁾。

37) エジプト史文献の一部：前掲 HANEL. Middle Kingdom and Second intermediate period. by R. Jasow. E. Strouhal "Life in Ancient Egypt", London 1992 (内田杉彦訳、『古代エジプト生活史』上下、原書房)。by I. Shaw and P. Nicholson "The British Museum Dictionary of Ancient

しかし、地主と小作人とのあいだで、牛犁の賃貸があったとしても不思議ではない。水の管理・播種・収穫を短期に集中させて利益をうるには、牛犁の利用が必要になるからである³⁸⁾。

雇用はピラミッドや神殿の建設・付随する町や農地の開拓のような公的雇用が大半だが³⁹⁾、私的雇用も農業その他の分野でおこなわれている⁴⁰⁾。

該当の史料がでてくるのは、中王国時代から500年ほどのちになってからである。新王国時代になると、国王たちはヌビアやシリアを征服して莫大な富や捕虜（奴隷）を獲得するようになった。その結果、自由貿易や商業が活発になり、国内経済が大いに繁栄した。奴隷や動産の賃貸借もそうした基礎上でおこなわれるようになった。たとえば、第18王朝後半（前15世紀）と前14世紀のパピルスには、奴隷の賃貸契約の記録がある⁴¹⁾。また、Lansing Papyri やその他のパピルスには農夫による牽牛の賃借が記されている⁴²⁾。

[追補] 中アッシリア王朝の社会にも動産賃貸がおこなわれていたはずだ。しかし直接の証拠史料がない。ピレセル1世時代（前1115 前1077年）の「法書」をみても、解読部分には動産賃貸借の規定がない(LC. Middle Assyrian Laws)。「法書」は便宜上 A O に区分されて解読されている。そのなかには、財産・寄託・奴隷・人質・土地分割・不動産売買・家屋の損害賠償・他人の土地の侵害・果樹園の作業・灌漑・土地の私的共同所有などの法規がある。また、J § 5 にはリース (*ušesûni*) の語がある。このことから推測すると、諸法規の延長上の欠落部分に動産賃貸の法規があったと推測することができる。

Egypt” 1995 (内田杉彦訳『大英博物館古代エジプト百科事典』原書房)。前掲 Finegan 『考古学から見た古代オリエント史』(第2部)。Barry J. Kemp “Ancient Egypt” 2nd, 2006。前掲ヘロドトス『歴史』巻2～4。『古代オリエント集』(杉勇ほか訳、筑摩世界文学大系1)。岩波講座『世界歴史』2 (1998年)。屋形禎亮「ナイルが育んだ文明」(『世界の歴史』第3部)。笈川博一『古代エジプト』(講談社)。高宮いづみ『古代エジプト文明社会の形成』(京都大学出版会)。和田浩一郎『古代エジプトの埋葬習慣』(ポプラ社)。大城道則『古代エジプト文明』(講談社)

38) C. J. Eyre, “Peasants and ‘Modern’ Leasing Strategies in Ancient Egypt” (Journal of the economic and social history of orient, Vol. 40, 1997)

39) M. Lehner, “The Complete Pyramids” London 1997 (内田杉彦訳『図説ピラミッド大百科』, 東洋書林)

40) J. Allen, “The Heqanakht Papyri” (the metropolitan museum of art, 2002)。Allen の英訳と考証によると、前20世紀前後のこの Papyri は、テーベ埋葬神官 Hekanakht が家族や従業者にあてた手紙5通(農業経営の指示)と収支メモ4・断片5からなる。これらを見ると、農作業は息子2人と従業者4人がおこない、占有地の7割、耕牛15頭・小牛等20頭が私有である。ある年の支出は土地穀物税・家畜税・地代・播種・食糧・給与等である。彼は上層民の位置にあったとみていいだろう。

41) Pap. Gurob. & ., Berlin 9784 (三笠宮崇仁編『古代オリエントの生活』p. 189～191, 屋形禎亮担当, 河出書房新社)

42) Pap. Lansing 屋形禎亮訳(前掲『古代オリエントの生活』p. 196～7)。前掲 HANEL (Egypt, Demotic Law, p. 84)

(2) 古代イスラエルと新バビロニアの動産賃貸

古代イスラエル(ユダヤ)の動産賃貸

ユダヤ教の正典「旧約聖書」には二つの核心的部分がある。ひとつはイスラエル(ユダヤ)民族の歴史的記述であり、もうひとつは律法・掟^{トラー}である。それらの記述には虚実が入り混じっているものの、律法は前14 前7世紀におけるイスラエル社会の慣習や規範——多くは他国の法規に通ずる社会的に必要なルール——を源泉にしている。そのかぎりでは、律法には現実性がある。この律法は神メシアがユダヤ人に与えた掟で、神と民との契約とされている(「旧約」は古い約束の意)。その編纂時期は「バビロンの虜囚」と「帰還」直後までのあいだ(前6 前5世紀)、編纂者は虜囚中の祭司やペルシア官僚に抜擢されたユダヤ人祭司学者エズラたちとされている(「エズラ記8」)。

律法のおもな土壌はイスラエル王国であった。そこでは王が徴兵・収税権をもち、大地主や上層の軍人・官吏らが行政を牛耳っていた。前10世紀以降には中央集権的管理の確立がみられたようである。主都のエルサレムやサマリア市内における住居数は比較的少なく、多くの人々は周辺の都市や集落や天幕に住んでいた。

主産業は農業と牧畜で、家畜が経済生活の基礎的な要素として重視されている。農民や牧人は私的所有のもとで自給自足経済を基本にしているが、すでに貧富の格差や債務奴隷が生まれている。北のイスラエル王国はアッシリアに(前10世紀末)、南のユダ王国は新バビロニアに征服された(7世紀初期)。バビロン虜囚(前597年と前586年)の捕虜たちは50年後に帰還を許され、ペルシア支配下の共同体社会として復興した⁴³⁾。

家畜の賃貸と雇用の規定は「出エジプト記」にある(訳は関根正雄『出エジプト記』[岩波書店]と日本聖書協会訳を参考にした意識である。ゴチ数字は章を、小文字は小節をしめす。丸括弧内の文は水谷によるもの)。

「もし人が他人から家畜を借りてそれが傷つくか死んだばあい、その場に所有者がいなければ、その家畜を償わねばならない。もしその所有者がそこにいたならば償う必要はない。雇用者のばあいは彼の賃銀を(賠償に)当てねばならない」(22・14 15)。この被傭者に関する規定は、彼が雇主から託された家畜を使って作業している時に発生したケースだと思われる⁴⁴⁾。

貧しい者がいれば、「必ず彼に手を開いて必要とする物を貸し与えねばならない」(「申明記」

43) 加藤隆『旧約聖書の誕生』(筑摩書房)。杉本智俊『聖書考古学』(河出書房新社)。H. J. Boecker “Recht und Gesetz im Alten Testament und im Alten Orient” 1976 (鈴木佳秀訳『古代オリエントの法と社会』ヨルダン社)。HANEL. Vol. 2 Canaan. (by I. M. Rowe, p. 737 743)。池田祐「旧約聖書と古代イスラエル人の自己理解」(前掲『世界歴史2』所収)。山我哲雄『聖書時代史 旧約編』(岩波書店 2003年)。長谷川修一『聖書考古学』(中央公論社 2013年)

44) 日本聖書協会訳「もしそれが賃借りしたものであれば、その借賃をそれに当てなければならない」では下線の主語が家畜になる。全体の流れからみて、関根訳・前掲 H. J. Boecker 訳・OT 英訳の被傭者を採用した。

15・7)。「隣人に物を貸す時は、自分でその家に入って質物をとってはならない。あなたは外に立ち、借りた人が質物を外にもちだすのを待つべきである」。「その質物は日没までに必ず返さねばならない」(「申明記」24・10 13)。「あなたは7年の終わりごとに許しをおこなわねばならない……その隣人に貸した貸し主はそれを許さなくてはならない」(「申明記」15・1 2)。

「貧乏な被傭者は、誰であれ、虐待してはならない。賃銀はその日のうちに払い、日没までのばしてはならない」(同24・13 15)。金銭や穀物など「すべて貸して利息のつくものに利息を取ってはならないが、外国人には利息を取って貸してもよい」(「申明記」23・19 20)。債務奴隷も他の奴隷も7年目には自由にしなくてはならない。その時には手ぶらで去らせてはならない(「申明記」15・12 13)。「そうするのは彼が6年間、賃銀を取る雇い人の2倍あなたに仕えて働いたからである」(同15・18)。

みられるように、貸借における貧者や被傭者への保護姿勢は他の「法典」に比して特徴のひとつといえるだろう。この特徴は、他国による征服・エジプト脱出・虜囚などイスラエル民族の歴史的経験に根ざしている、と思われる。

新バビロニア王朝の動産賃貸

古バビロニア王朝の滅亡後、バビロニアはカッシートや新アッシリアの支配下にあったが、前625年にカルデア人の首長ナボポラッサルが新バビロニア王国をたて、やがて前612年にはアッシリアを滅ぼした。ネブカドネツアル2世はエジプト軍に勝利し、シリア・パレスチナの大部分を支配するようになる。同国の体制の特徴は、基本的には前述した旧バビロン王朝に共通している。新たな特徴をあげれば――、シリアやパレスチナの支配・首都の拡張と人口の増加・鉄器の使用・神殿機能の強化・家族的企業や共同出資企業による不動産業や商業の強化、などがある。

再建された首都バビロンはメソポタミア史上最大の都市で、その面積は約400ヘクタール余、郊外集落をふくむ推定人口は50万人という(前掲 Lampl)。イシュタル門・バベルの塔・空中庭園は周知のところであろう。同市を訪れたヘロドトスによると、「居住区の町は3・4階建ての家屋がぎっしり並んでおり、それが真っ直ぐな道路で仕切られていた⁴⁵⁾。しかし、この新王朝は前538年にアケネメス・ペルシアに征服されてその属州になった。

新バビロニア「法典」(LC. Neo Babylonian Laws, 前700年ころ)の残存部分はずか15条ほどで、小作・灌漑の維持責任・売買物の瑕疵責任・盗伐・婚資・財産分与などの規定がある。もし全条が復元されたとすれば、ハンムラビ「法典」と同様に動産賃貸の規定もあったはずである。

ここでは動産の賃貸契約書に関する指摘 (HANEL Vol. 2, Heo Babylonian Period, “Hire [ana idi]”) をみておこう。

45) ヘロドトス『歴史』巻1 (松永千秋訳, 岩波書店 [上], p. 135)

船：動産の賃貸契約書のなかでは、船の賃貸契約書がもっとも多い。船頭つきのケースがしばしばみられる。市民による賃貸借契約書もあるが、ウルクのエアンナ神殿による船の借入文書が一番多い。賃貸料は銀で支払われている。樽（酒樽）：船以外の動産賃貸借に樽がある。ヘロドトスは、「川を下る船の積荷はたいいていばあい酒を詰めた椰子材の酒樽である」と指摘している（前掲『歴史』 p.145）。農具・牛・羊の賃貸借：ウルクのエアンナ神殿は所有する土地・農具・牛・羊を徴税請負人を通じて小作人に賃貸している⁴⁶⁾。

バビロンやシッパルで商業や農業経営を大規模におこなう個人企業家エギビ家とムラシュ家の文書にも、農地の賃貸に付随する農具の賃貸が記録されている。また、パートナーシップのメンバーが共同で家畜を賃借している事例もある⁴⁷⁾。荷車の賃貸借の事例はCADにみられる。

人身の賃貸借 (*ana idi* 雇用)：市民も奴隷も他の動産と同じように賃貸借の対象にされている。平均賃貸料が年間12シケルという記録 (HANEL) は、古バビロニア時代の1ヵ月賃貸料と同じである。新バビロンの盛況とそれまでの歴史的経緯から考えれば、動産賃貸借の盛況はほぼ疑う余地がないだろう。

むすび 古代メソポタミアの動産賃貸 その特徴と意義

古代オリエントの動産賃貸にはどのような共通性があるのか、その共通性に対して、古代メソポタミア、とりわけ古バビロニアの動産賃貸はどのような独自性をもっているのか、またその歴史的意義はどこにあるのか、この点を考えてむすびにしたい。そのさい、古代オリエントの時代を前2000年から前330年ころまでとし、古バビロニアの時代を前2100年から前1600年までに限定しておく。

古代オリエントの動産賃貸には、つぎの共通点がある。

共通点の第一は、王朝社会での賃貸であること。この社会は、王宮と神殿を中核とした自由民と奴隷からなる社会であり、政治・経済・祭儀が互いに依存しあい融合しあった社会である。賃貸・賃金・世話・作成・雇用が同じ *idu* で表現されているように、言語がごく多義的に使われていることも未分化の反映といっていいい。

共通点の第二は、賃貸における最重要の対象が人間だったこと。当時は、人間が財産（動産）とされ、雇用が人身の賃貸とされていたのである。こうした事態は古代オリエントにかぎらず、古代のギリシャ・ローマ・中国でも確認できる⁴⁸⁾。

46) HANEL Vol. 2, Hire [*ana idi*] (by Joachim Oelsen, Bruce Wells and Cornelia Wunsch, p. 955-956). CAD (*idu*)

47) HANEL, ib. p. 959-960. C. Wunsch "The Egibi family's real estate in Babylon" 1999 (ULO, Vol. 2, p. 398, 406-7, Peabody Muse...). Matthew W. Stolper "Entrepreneurs and Empire" (Nederland Instituut Leiden 1985)

48) 古代ローマ法の賃約 (*locatio conductio*) は売買の類似契約としてあつかわれている。賃約の客

共通点の第三は、農業を土壌とし、農業を基本にした賃貸であること。もっとも重要な賃貸は、人間を別にすれば、土地の所有と貸借に結びついた家畜の賃貸であった。日用品・道具・武器・装飾品・貴金属品・葬具・婚礼用具などの賃貸は、まだ共通の事態になってはいない。船はどの国でも重要な輸送手段だが、その民間賃貸はヒッタイトやイスラエルではあまりみられない。

共通点の第四は、賃料の支払いが通貨ではなく、穀物・銀などの現物だということである。第三と第四の共通点は、国内商業の未発達を意味している。概していえば、金属通貨の使用は前10世紀以降である。

以上の共通点に対して、古代メソポタミア(古バビロニア)の動産賃貸にはつぎの独自性がある。

第一は、二大河川にもとづく灌漑農業での賃貸であり、牛・ロバ・牽牛用の犁・播種器・脱穀具・搾油器・船・荷車など、当時としては多様性に富んだ賃貸という点である。ちなみに、エジプトも灌漑農業を基本にしているが、牛犁や播種器の賃貸はみられない。ヒッタイトやイスラエルでは、民間での船の賃貸がないか稀少である。少なくとも「法典」や「律法」にその規定がみられない。

第二の独自性は、「法典」に規定された世界最古の動産賃貸であること。船や牛犁の賃借は前2000年前後から目立ちはじめ、前1930年ころには「リピト・イシュタル法典」に規定されるほど普及している。自由民や奴隷の人身賃貸は、前3000年代中葉ころからおこなわれ始め、前1900年代初期には広く普及している。これにくらべると、当時のエジプトでは雇用はみられても、物品賃貸の記録はみられない。

第三の独自性は、証人をたてて粘土板の契約書を取り交わしたことで世界最古の動産賃貸だという点である。

古代メソポタミアにおける賃貸借は、商業の未発達という枠内で、他人の所有物を非所有者が平和的に調達し利用する主要な方法であった。それはさきの制限を緩和し財産の共同利用と効率的利用をうながし、経済発達をうながす一助になったのである。

体は最初ほば人や家畜にかぎられていたが、共和制後期に土地・家屋にも広げられていった(船田淳二『ローマ法』第三巻債権、中田薫『法制史論集』第三巻)。拙論「物品賃貸(貸物)業の創成に関する研究」(『立教経済学研究』62 4)。